

市内198～199例目（県内321、323例目）の概要

令和3年4月23日公表

4月22日に実施した新型コロナウイルス感染症の検査の結果、新たに2名の方、市内198、199例目（県内321、323例目）となる感染者が確認されました。

年齢・性別につきましては、いずれも本人のご意向により公表を差し控えさせていただきます。

居住地及び発症日、症状につきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症の発生について」をご参照ください。

198例目の方は、195例目の濃厚接触者として、昨日22日にPCR検査を行った結果、陽性であることが判明いたしました。

発症日2日前、4月20日以降の感染可能期間に勤務や不特定多数への感染の恐れがあるような行動歴はなく、聞き取り調査により接触者は把握できています。

また、発症日2週間前、4月8日以降の期間において、県外への移動歴はありませんでした。

199例目の方は、197例目の接触者として、昨日22日に抗原定量検査を行った結果、陽性であることが判明いたしました。

無症状の方ですので検体採取日を発症日として捉え、2日前の4月20日以降を感染可能期間としています。

この間、県内の勤務先に出勤されていますが、不特定多数の方への接客の機会があるような仕事ではなく、聞き取り調査により接触者は把握できています。

また、発症日2週間前、4月8日以降の期間において、県外への移動歴はありませんでした。

現在、198例目は37度台の発熱と頭痛の症状があり軽症とのことです。199例目は、症状はないとのことです。

いずれも保健所の指導の下に自宅で待機し、本日、感染症対策を講じた県内の医療機関に、198例は入院される予定であり、199例目はすでに入院されています。

なお、198例目は、昨日22日に島根県保健環境科学研究所で行った変異株スクリーニング検査の結果、変異株であることが判明しています。199例目は、今後検査を行う予定です。

今後も調査結果を踏まえ、必要な検査を実施するなど、引き続き感染拡大の防止を

図ってまいります。

政府は、大型連休の機会を捉え、感染拡大を抑えていくために、4都府県を対象に、緊急事態宣言を出すとともに、まん延防止等重点措置を適用する地域の拡大や期間の延長など、短期集中的な取り組みが進められています。

やむを得ない用事に関わる往来を控えていただく必要はありませんが、大型連休に向けて、まん延防止等重点措置が適用される都府県との往来を控え、各自治体が住民に対し不要不急の外出自粛を要請している地域への往来については、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

変異株であっても、基本的な感染予防策は異なることはなく、これまでと同様に有効です。大切な家族や友人を守るためにも、感染防止の基本である「フィジカルディスタンスの確保」「手洗いの励行」「マスクの着用」の徹底や「三密の回避」をはじめとする「感染しない、させない」ための取り組みにご協力いただきますようお願い申し上げます。

発熱や咳などの体調不良時には、まず仕事や学校を休んでいただくことが、感染拡大の防止につながる大切な行動です。

風邪様の症状でも、自己判断せず、まずはかかりつけ医に相談・受診する、積極的に検査を受けるなど、万々に備えた対応をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する可能性があります。患者やその関係者また医療関係者を励まし、応援する思いやりの心を持っていただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。